

第三期長野市子ども・子育て支援事業計画の変更案

<第2部：施策の展開>

※既存施策である（74 ページ）「個別施策 18（地域子ども・子育て支援事業の充実） 1812 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」は、当事業が給付制度となったことに伴い、「個別施策 3 幼児期の教育・保育環境の整備」に位置付けます。

<新規>（47 ページ）

0307 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 保育・幼稚園課

●全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備することを目的として、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わずに保育所等を利用できる「こども誰でも通園制度」について、**利用を希望する乳幼児が十分に利用できるよう、実施園の確保及び制度の周知を図ります。**

●**専用の保育室を設置することが必要な「一般型」を基本としつつ、定員の空きを活用した「余裕活用品」による実施も検討し、私立の教育・保育施設等と連携しながら、支援の充実を図ります。**

指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
実施園数	—	14園
利用者数	—	2,400人

<新規>（47 ページ）

0308 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制の整備 保育・幼稚園課

●**乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用終了（満3歳到達）後も、引き続き良質な支援等を受けられることができるよう、教育・保育施設施設（幼稚園、保育所、認定こども園）との連携を図るための取り組みを行います。**

<追加>（50 ページ）

0702 子育て支援員の育成・確保 保育・幼稚園課

●子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する方を対象に長野県が実施する「子育て支援員研修」について、市民へ周知し、受講者を増やすよう努めます。

●**認定者に対する現任・フォローアップ研修の充実により、子育て支援員の資質向上を図ります。**

●**こども誰でも通園制度に従事する子育て支援員の育成に努めます。**

指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
現任・フォローアップ研修開催数	1回	1回

●保育士の配置基準の改善やこども誰でも通園制度の本格実施等により、これまで以上に保育人材確保策の強化を図る必要があることなどから、潜在保育士の掘り起こし、保育事業者とのマッチング支援などを総合的に実施するための拠点となる「保育士・保育所支援センター」の設置を検討し、保育環境の充実を図ります。

<第3部：量の見込みと確保方策>

4 地域子ども・子育て支援事業等の量の見込みと確保方策

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【量の見込みの考え方】

<追加> (136 ページ)

- 0歳6ヵ月から3歳未満児の保育所等に通っていない児童数を基に、月10時間までの利用を前提として必要定員数を算出しています。
- 3歳未満児の人口減少や保育所等への入所率の上昇など、保育所等を利用していない児童の減少に伴い、令和11年度に向かって量の見込みは減少していきます。

<変更>

【確保方策の考え方】

- 量の見込みに対応できる確保を行えるよう、利用定員の確保に努めます。

【満1歳未満】

【単位：人（定員）／日】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域					
量の見込み(a)	22	21	19	18	16
確保の内容(b)	22	21	19	18	16
過不足(b-a)	0	0	0	0	0

【満1歳以上】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域					
量の見込み(a)	86	80	76	70	66
確保の内容(b)	86	80	76	70	66
過不足(b-a)	0	0	0	0	0